

議題 1 (委員会決裁事項 (規則第 3 条第 7 号))

議会からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 4 項の規定により議会から意見を求められた平成 27 年 2 月定例府議会に提出される次の議案については、本来であれば、教育委員会会議の議決により意見を決定すべきものである。

しかし、議会への回答期限が短く、教育委員会会議を開催するいとまがなかったことから、大阪府教育委員会事務決裁規則第 5 条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第 7 条第 2 項に基づき承認する。

平成 27 年 3 月 27 日

大阪府教育委員会

○第 135 号議案

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。

以下 (略)

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第七条 (略)

2 第五条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局文化財保護課

■改正の理由

(1)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号。以下「第4次一括法」という。）の施行により文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）が改正されることに伴い、平成27年4月1日から指定都市の事務とされる事務について、所要の改正を行う。

(2)法に基づく史跡・名勝・天然記念物の軽微な現状変更等の許可に関する事務処理の権限が島本町に移譲（平成27年4月1日予定）するため、所要の改正を行う。

■改正の内容

(1)指定都市の事務とされる次に掲げる事務を第2条第1項から削除し、同条第2項へ追加する。

- ・法第百八十八条第一項に規定する届書その他の書類の受理及び同項に規定する物件の受領に関する事務
- ・法第百八十八条第三項に規定する命令、勧告、指示その他の処分に関する事務

(2)事務移譲先である太子町及び豊能町に関する規定のある条項（第2条第4項、同第5項）に新たに島本町を加える。法に基づく事務のうち、本条例第2条第5項の規定により当該町が処理する事務として規定されているものは次のとおり。

第125条第1項 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に関する事務

第125条第3項 史跡名勝天然記念物の現状変更等の停止命令等に関する事務（第43条第4項を準用）

第130条（第172条第5項準用を含む） 史跡名勝天然記念物の管理の状況等に係る報告の徴収に関する事務

第131条第1項、第3項 史跡名勝天然記念物の現状等に係る実地調査及び土地の発掘その他調査のための必要な措置の施行に関する事務（法施行令第5条第4項第1号イ〜リに限る）

■施行期日

平成27年4月1日

（理由）(1)第4次一括法の施行日と合わせるため。

(2)島本町との協議により、上記施行期日を決定したため。

■政策アセスメント・制度間調整

島本町教育委員会と大阪府教育委員会の担当者間で連絡済。

大阪府条例第 号

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略) 一一十二 (略)</p> <p>2 (略) 一一五 (略) 六 法第百八十八条第一項に規定する届書その他の書類の受理及び同項に規定する物件の受領に関する事務</p> <p>七 法第百八十八条第三項に規定する命令、勸告、指示その他の処分の通知に関する事務</p> <p>3 (略) 一 第一項各号及び前項第二号から第七号までに掲げる事務 二一五 (略)</p> <p>4 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する町（島本町、豊能町及び太子町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該町又は村が処理することとする。</p> <p>一 第一項各号、第二項第二号から第七号まで及び前項第二号から第五号までに掲げる事務</p> <p>二一五 (略)</p> <p>5 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、島本町、豊能町及び太子町の区域に係るものは、当該町が処理することとする。</p> <p>一 第一項各号、第二項第二号から第七号まで及び第三項第二号から第五号までに掲げる事務並びに前項第二号から第五号までに掲げる事務（令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる現状変更等であつて二以上の市町の区域に係るもの及び同号又に掲げる現状変更等に係るものに限る。）</p> <p>二 法第百二十五条第一項の許可（令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる現状変更等に係るものであつて、島本町、豊能町又は太子町の区域のみに係るものに限る。）に関する事務</p> <p>三一六 (略)</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略) 一一十二 (略)</p> <p>十三 法第百八十八条第一項に規定する届書その他の書類の受理及び同項に規定する物件の受領に関する事務</p> <p>十四 法第百八十八条第三項に規定する命令、勸告、指示その他の処分の通知に関する事務</p> <p>2 (略) 一一五 (略)</p> <p>3 (略) 一 第一項各号及び前項第二号から第五号までに掲げる事務 二一五 (略)</p> <p>4 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する町（豊能町及び太子町を除く。以下この項において同じ。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該町又は村が処理することとする。</p> <p>一 第一項各号、第二項第二号から第五号まで及び前項第二号から第五号までに掲げる事務</p> <p>二一五 (略)</p> <p>5 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、豊能町及び太子町の区域に係るものは、当該町が処理することとする。</p> <p>一 第一項各号、第二項第二号から第五号まで及び第三項第二号から第五号までに掲げる事務並びに前項第二号から第五号までに掲げる事務（令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる現状変更等であつて二以上の市町の区域に係るもの及び同号又に掲げる現状変更等に係るものに限る。）</p> <p>二 法第百二十五条第一項の許可（令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる現状変更等に係るものであつて、豊能町又は太子町の区域のみに係るものに限る。）に関する事務</p> <p>三一六 (略)</p>

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。